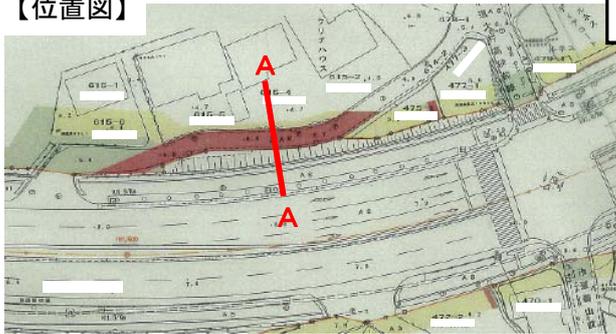


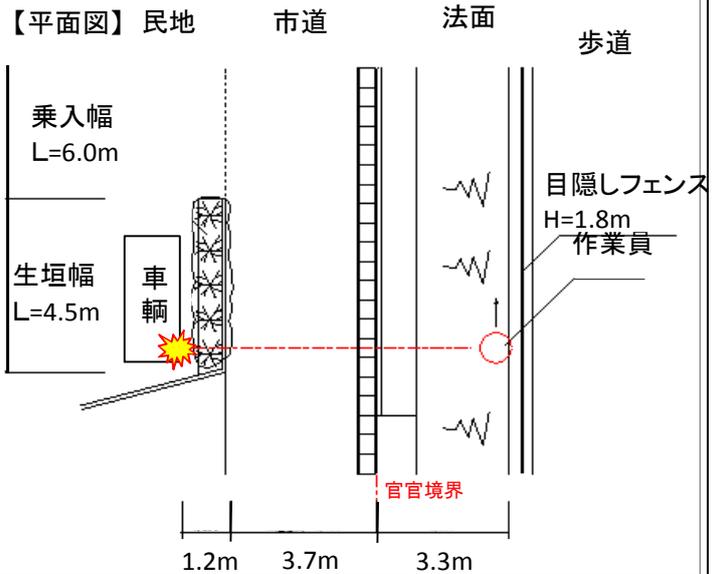
事故概要

事故種類	一般事故	発生日時	平成26年3月14日15:26	事故当事者	元請、一次下請
事故区分	公衆災害	年齢性別	61歳 男性		
被災程度	被災者所有車のドアガラス損傷				
事故概要	H26年3月14日15時26分頃に法面において草刈り機を用いた除草作業(防草シート施工前の除草作業)を実施していたところ、草刈り機で何らかのものを跳ね、民地内に停車していた車のドアガラスを損傷させた。 3月15日にドアガラス修理完了。3月16日に元請業者と被災者との間で示談成立。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 作業実施前の事前現地調査が不十分であり、保全対象物の把握ができていなかった。 保全対象物への飛散防止対策が不十分であった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書及び作業手順書等を作業員に再度周知徹底する。 作業実施前に現地調査を行い、確実に保全対象物を確認する。 保全対象物がある場合、手鎌又は揺動式の除草機械を用いて除草作業を実施する。 保全対象物がある場合、存在する側に飛散防止対策(防護ネット等)を実施する。 機械除草を行う日は、KYで防護ネットの設置を毎回周知する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	同上の対策を実施する。				

【位置図】



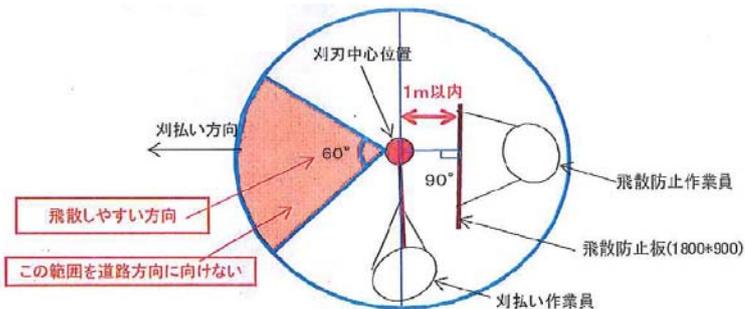
事故状況図



【A-A断面】



改善策



・作業手順を作業員に再教育する。

改善策

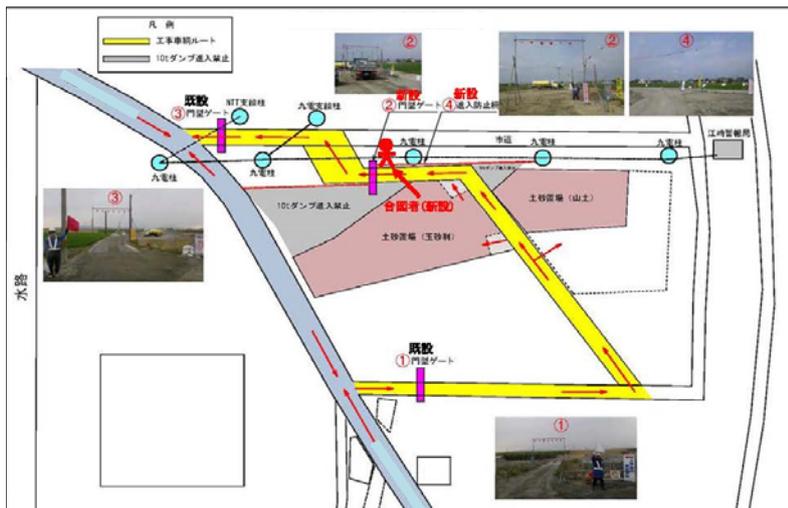
防護ネット等を用いた飛散防止対策

事故種類	一般事故	発生日時	平成26年2月28日16時25分	事故当事者	
事故区分	公衆災害	年齢性別		職種	運転手
被災程度(全治)					
事故概要	工事現場から土砂仮置場に10tダンプトラックで土砂を運搬した際、荷下ろし後にダンプアップしたまま約15m走行し、土砂仮置場入口の九電線及び電柱のアンカー線を切断した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプトラックの運転手はダンプアップ後、ダンブレバーを操作したが、荷台の降下完了を確認せずに走行した。 ・運転手への新規入場者教育を元請が直接指導せず、取引先の配車係へ依頼し、間接的な指導となっていた。また、事故を起こした運転手は、事故当日の朝に当該工事への派遣が決まったため、新規入場者教育を受けていなかった。 ・ダンプトラック運転手へのKY活動が実施されていなかった。 ・事故車両には、荷台の上昇を知らせる警報装置が装備されていなかった。 ・土砂仮置場入口には高さ制限装置を設置していたが、出口には設置していなかった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂仮置場に見張人を配置し、荷台の降下完了を確認し、運転手へ旗と笛で合図を行い、合図の確認後走行させる。 ・土砂仮置場出口にも高さ制限装置を設置する。 ・ダンプトラック運転手に対し、元請職員が個別に新規入場者教育を行う。 ・ダンプトラック運転手に対するKY活動の徹底を図る。 ・安全訓練及び災害防止協議会に、運搬業者の責任者を参加させ、その結果をダンプトラック運転手に通達する。 ・ダンプトラック運転席の見えやすい場所に【荷台降下確認コシ】【上空確認】のプレートを設置し、意識の向上を図る。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・管内工事受注者に対し、緊急安全会議を開催し、架空線の再点検と作業員・運転手への指導徹底を通知した。 ・事務所内の主任監督員を通じて全現場に対し、本件事故の情報提供を行い、同種事故防止を徹底するよう指導を行った。 				

事故状況図・写真



改善策



- ・見張人を配置し、荷台の降下完了を確認し、運転手へ旗と笛で合図を行い、合図の確認後走行させる。
- ・土砂仮置場出口にも高さ制限装置を設置する。